

会議・協議等記録簿

会議名 佐久市保健福祉審議会					
日 時	平成30年12月13日(木) 10:00～11:30		開催場所	佐久市南棟 3階 大会議室	時間 90分
出席者	委 員： 堀内ふき、小平實、山田啓顕、和田裕一、野村裕行、大平尚幸、伊藤雅章、河西光章、佐藤和夫、市川みさ子、春日利夫、小林壽夫、廣田典昭、杉田義夫、松川たか子、佐藤一夫、花岡文夫 事務局： 福祉部長、福祉課長、高齢者福祉課長、浅科支所企画幹、望月支所高齢者児童福祉係長、高齢者福祉課高齢者支援係長、高齢者福祉課介護保険資格係長、障害福祉係長、療育支援係長、地域福祉係長、障害福祉係員1名				委員 出 17名 欠 8名
佐久市保健福祉審議会 《開会》 《会長あいさつ》 福祉課長 これ以降につきましては、審議会条例第6条の規定によりまして、堀内会長さんに議長をお願いします。 《審議事項》 第二次佐久市障がい者プラン（素案）について 【福祉課長から説明（資料No.1）】 【質疑応答】 委員 資料No.1-1のp4にある4 数値目標一覧の第1章「就労継続支援B型事業所の月額平均工賃ですが、現状が15,142円で目標が18,000円になっています。これを日額にすると500円。目標でも600円ですね。実際、こんなに安いものなのですか？ 所管課長 福祉的就労の就労継続支援B型の月額工賃は15,142円というのが実績であり、障害をお持ちの方の就労賃金はなかなか伸びていない現状です。 委員 もっと上げるとか、そういった努力はされていると思いますが、いずれにしても一般と比較して少し安すぎるのではありませんか？どうなのでしょう？ 所管課長 各施設においてもそれぞれ様々な角度から工賃アップに向けた努力をしていますが、工賃アップにはなかなか繋がっていません。引き続き、事業所と連携を図り、工賃アップに向けた取り組みを行いたいと思います。					

委員 就労時間は、どのくらいなのですか？

委員 うちが運営しているのも就労B型ですが、就労時間は、だいたい4～5時間くらいです。
月額平均工賃15,000円ですが、県平均もこのくらいです。この4月から新たに、B型事業所に対して、工賃の額がその作業所に入る報酬額に反映されるようになりました。そのため、作業所としてはぜひとも工賃を上げたいと思い、努力しています。1万円以下は、作業所に入る報酬額が安いです。それから10,000円～20,000円のところがだいたい佐久は多いです。20,000円を超えている事業所も若干ありますが、平均すると15,000円です。時給にすると250円位です。
すごく努力はしているのですが、下請の仕事が多かったり、お弁当を作って売ったりしてもそれほど利益を生む仕事ではありません。工賃を上げたいという事業所側の思いもありますし、工賃がたくさんほしいという利用者の希望もあります。その中で本当に一生懸命取り組んではいるのですが、なかなかできないのです。
そこで、このプランの中にも書かれていますが、工賃を上げるために市の公的な仕事を、例えば、市役所の掃除を実際やらせていただいています。あるいは公園の掃除など、そういう行政の仕事の部分を作業所に担わせていただき、そういう仕事は、大幅な工賃アップにつながりますので、そんなことを行政と連携しながら進めて、少しでも工賃を上げていきたいと考えます。

委員 ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。他に何かご意見等ありますか？
工賃だけでは、とても生活できないと思います。いろいろなサポートを含めて、ご本人が生活費がどのくらいでどのように使われているか分かりますか。

委員 だいたい多くの方が障害年金を受給されています。それが、2級で65,000円くらいです。工賃と合わせて7万円くらいになりますので、かろうじて…余裕はありませんが生活はできます。
障がい者のグループホームもだいたい年金プラスこの工賃で生活ができるような仕組みにはなっています。

会長 ありがとうございます。
工賃だけでなく、様々なところでその人を支えるシステムを考えていかなければならないと思いますが、実際に250円というのは一般と比較して安いと思います。先ほどお話がありましたように公的な場での活動が工賃アップにつながるのだとしたら、私たち委員もそういったことを意識して考えていくということが重要ということではよいでしょうか。

- 委員 資料No.1-1のp4にある4 数値目標一覧の第1章「福祉的就労の場の拡大」についてです。
私たち身体障害者福祉協会でも地域活動支援センターを運営していますが、定員20名のところ利用者が30名いるので満杯です。さらに毎年、小諸養護学校から翌年卒業予定の皆さんが体験に来られるのですが、体験して「いいな」と思われても私どものところは受け入れる余地がありませんので、この就労の場の拡大というのは非常にありがたいです。
毎年、小諸養護学校の卒業生がいますので、就労の場を作っていただくことは、佐久市だけの問題だけではなく佐久圏域全体の問題として捉えていただいた方がよろしいのではないかと思います。
- 所管課長 ご意見ありがとうございます。今、委員さんがおっしゃいましたように、実際、定員数よりも登録者数が多いということと年々小諸養護学校の卒業生が増えているという現状は、市でも認識しております。今後も引き続き、福祉的就労の場は日中活動の場でもあり、必ず必要な場所ですので、民間に働きかけるなど拡大に努めてまいりたいと思います。
なお、佐久圏域でというお話ですが、圏域の方でも障害者自立支援協議会があります。それぞれ部会もあり、就労やその他権利擁護など部会ごとに対策を検討しております。
- 委員 この冊子を作ったら終わりというのではなく、実際の数字の実現をお願いしたいです。
- 所管課長 今年度、福祉的就労の場が2ヵ所開設されています。1ヵ所は、浅科に就労継続支援B型事業所、もう1ヵ所は長土呂に就労移行支援と就労継続支援B型の多機能事業所が開設されています。今後、新たな事業所にも様々な方に見学していただき、ご利用いただければと考えております。ただし、事業所とのマッチングもありますので…。
- 委員 今後も目標を立てるだけでなく、実現に向けてお願いしたいと思います。佐久市だけではないと思いますが、受け入れ施設の枠の拡大を含めてお願いします。
- 会長 その他ご意見ありますか？
- 委員 防災対策について。
- 会長 p3ですね。
- 委員 資料No.1-1のp3、3 具体的施策の方向第3章第3節「2 防災対策の充実」についてですが、目の見えない人、耳の聞こえない人、車椅子に乗っている人などいろいろな障がいがあるので、それぞれの障がい特性に応じた具体的な対応策をお願いしたいです。避難した後は専門施設などへとなるとと思いますが、避難の仕方についてもそれぞれ異なると思います。
- 会長 障がい特性による対応の違いということではよろしいですね。いかがでしょうか？

所管課長 自然災害が多く発生していますので、災害対策については重要だと考えています。平常時は、地区の民生児童委員さんや自主防災組織等がありますので、特に民生児童委員さんには、高齢者実態調査に併せまして障がいをお持ちの方のところにも回っていただき、災害が起きた時の対応についても常時確認をしていただいています。今後も福祉的な避難が必要な方、障がい特性に応じた避難方法を検討していかなければなりませんので、マニュアル等作成しましてこちらの体制を整えていきたいと考えています。

会長 確かに違いますよね。例えば、目が不自由な方と耳の不自由な方とでは対応も違うと思います。みんな同じようにとはいかないと思いますので、よろしく願いいたします。
他にいかがでしょうか？
特になく、よろしいようでしたら、質疑は終わりにしたいと思います。今のご意見等を参考にまた検討していただければと思います。

《報告事項》

佐久市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画の進捗状況について

【高齢者福祉課長から説明（資料No. 2）】

【質疑応答なし】

《その他》

委員 障がい者プランにユニバーサルデザイン（バリアフリー）ということが書いてありました。老人福祉というか、最近、私も含め老人が多くなってきました。先日、岩村田で高齢のご夫婦が車椅子で横断歩道を渡っているのを見かけましたが、道路と歩道の段差が大きくあって横断歩道から歩道に上がれなかったのです。福祉課だけではなく、建設の方にも関係するものですが、私も自転車で歩くと非常に歩道が歩きにくいと感じます。自転車でも歩きにくいのですから、車椅子ならなおさらだと思います。障がい者や老人のために市のきめ細かな整備をお願いしたいです。

会長 恐らく、まちづくり全体の話になると思いますが、いかがでしょうか？

部長 午前中という、いつもと異なる時間帯での開催となりましたが、ありがとうございます。
今の委員さんのご意見についてですが、ユニバーサルデザイン（交通バリアフリー化）の推進についてですが、県のまちづくり条例にもいろいろな規定が書かれています。当市としても道路・歩道も含めて、条例や市の障がい者プランの方針に従ったまちづくりを進めたいと考えており、福祉部関係だけではなく建設や経済部関係など全て含めて、計画を作り上げていく中で関係部とも検討会を重ねてきています。そういった中で、一つずつでもそれに近づけていければと思っています。「できる」「できない」という話になるとなかなか難しいところもありますが、障がいの有無や年齢に関係なく住みやすいまちが誰もが住みやすいまちだと思いますので、推進していきたいと思っています。

会長 ありがとうございます。皆が住みやすいまちになればと思います。
他にいかがでしょうか？

- 委員 資料No.1-1 p 4の数値目標で要約筆記と手話通訳のことを分けていただきありがとうございました。
資料No.1-2のp 24の記載ではまだ一緒になっていますが、それは？
- 所管課長 こちらは、p 24表題にありますように第一次佐久市障がい者プラン後期計画に対する実績及び達成率です。第一次の計画では、一緒でしたので、このページでは一緒に記載しています。
- 委員 では、次の計画からは別々の記載になるということでしょうか？
- 所管課長 はい。
- 委員 資料No.1-1のp 24の平成29年度の登録手話通訳者数は17人ですが、実際に動ける人は少なく…中間年度の目標は19人で派遣回数が一気に140回となっていますが、どのくらいできるのかな？と。目標ですので、皆で頑張って回数を増やしていければとは思いますが…。
- 会長 他に…。
- 委員 2つお願いします。
まずは、地域密着型サービス事業についてですが、いざ利用するとなった時の書類が煩雑で、各家庭で書類を作成する時に何度も同じような書類を書かなければならず大変煩わしいです。できるだけ簡略な書類で家族も使いやすいものにしてほしいです。ケアマネジャーの訪問も何度も受けなければならないので、できれば1～2回程度で済むように、家族も何度も時間を割かなければならないのは負担で、時間が取れない家族もいます。利用者はできるだけ早くサービスを使いたい人だと思いますので、改善を希望します。
2つ目は、障がい者プランのことです。発達障がい系の子どものことですが、障がいの早期発見と書かれています。発達障がいについては傾向は分かるが診断は難しい、長く経過を見ていかなければならないという医師の話を聞きました。ただ、その経過を見ている間、保護者の方は大変悩まれます。「うちの子はどうして」と悩まれたり、ご家族の理解が得られない場合もあつたりして母親が孤立してしまうようです。そういった状況の時に、どこに相談したらいいのか…。相談をしてきた保護者の中には、どうしたらいいのか困っていて「ようやく話ができた」と言われる方もいます。悩みを打ち明けられるまでのサポートをどうにかお願いしたいと思います。
- 所管課長 介護サービスを受けられるまでの手続きのことですが、介護保険制度の中で、サービスを利用するまでには、申請書を出していただき、その後、各種書類を出していただくという一連の流れがあります。そのため、どうしてもたくさんの書類を書いていたことがありますが、それについてはご理解をいただきたいです。書類作成に関しての説明や利用者とのやり取りに関しては、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に相談していただくと、やり方については工夫できる点もあると思いますので、介護保険制度を利用する時には、まずは地域包括支援センターに相談いただいた上で、個々に対応したいと考えます。介護サービスをすぐ使いたい状況の時に即利用できるかは、ケアマネジャーを含め担当者も可能な限り対応できるよう努力してまいりますので、そういったご意見がありましたら、お話いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

所管課長 もう一つの障がいの早期発見・早期療育についてですが、資料No.1－2の素案のp53にあります。現在、当市健康づくり推進課では、乳幼児健診を始め、それに伴うのびのび広場・元気っ子クラブ・いきいき相談等で保育園に通う前、小さな頃から発達について見守っている状況です。なかなか発達途中の段階で「この子はこうです」と決めることはできませんので、健康づくり推進課や子育て支援課、また療育支援センターに未就園の頃から親子療育に通っていただき、保護者の方にもお子さんに一貫した関わり方ができるように体制を整えています。早い段階から適切な関わりをすることでお子さんの成長も変わってくると思いますので、引き続き早い段階から支援ができるようにしていきたいと思います。

会長 いろいろな場面でカバーしている体制があり、それ以外にも保健師さんとかに相談できるということですね。また、早めに関わることで、母親もそうですが、あるクラブで適切な関わりを受けたらそのまま落ち着いて学校にも適応できたなど私も様々な事例を聞きます。早期療育は、今後、子どもの育ちにとってとても大事な課題だと思いますので、よろしくお願いします。
他にいかがでしょうか？

【質疑応答なし】

《閉会》